

## 仕様書

不用物品（公用自動車）売払い 物件番号2号の詳細については、以下のとおりです。

物件番号2号

品 名	スバル フォレスター (浜松300ゆ3812)
登 録 年 月 日	平成20年11月5日
走 行 距 離	123,700km 程度
形 式	DBA-SH5
燃料及び総排気量	ガソリン・1.99L
車 檢 期 限	令和5年11月4日満了
自 賠 責 期 限	令和5年12月5日満了
自 動 車 重 量 税	0円
自 賠 責 保 険 料	0円
リサイクル預託金	13,000円
備 考	<ul style="list-style-type: none"><li>・バッテリーが上がっています。</li><li>・車体に細かい傷などがあります。</li><li>・ノーマルタイヤ装着、スタッドレスタイヤ積み込み</li><li>・車内未清掃、未洗車、現状での引き渡しとなります。</li><li>・買受後、車体の国有林ロゴ及び天竜森林管理署の署名や柄などは引き渡し後早急に消去するとともに処理後の写真を提出してください。</li></ul>

※自動車検査証有効期限が満了しており自走不可。取引時は牽引車両が必要となります。

番号 00886 A

令和 3年 10月 27日

静岡運輸支局長



## 自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
浜松 300 ゆ 3812	平成 20年 11月 5日	平成 20年 11月	普通	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]			
車名			乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量		
スバル	[133]		5人	kg	1450 kg	1725 kg			
車台番号			長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	
S H 5 - 0 2 4 2 2 6	型式	原動機の型式	總排氣量又は定格出力	燃料の種類		kg	kg	kg	
D B A - S H 5	E J 2 0		kW	ガソリン		15997	1016		
所有者の氏名又は名称	関東森林管理局								
所有者の住所	群馬県前橋市岩神町4丁目16-25 [10500 0917]								
使用者の氏名又は名称	天竜森林管理署								
使用者の住所	静岡県浜松市浜北区中瀬2663-1 [22009 0233]								
使用の本拠の位置	静岡県掛川市久保2丁目3-13 [22513 0970]								
有効期間の満了する日	令和 5年 11月 4日	年	月	日					
備考	<p>[浜松] 継続検査</p> <p>自動車重量税額 ¥34,200</p> <p>令和12年度エネルギー消費効率 (WLTCモード燃費値) 算定未了</p> <p>令和2年度エネルギー消費効率 (JC08モード燃費値) 算定未了</p> <p>令和2年度エネルギー消費効率 (WLTCモード燃費値) 算定未了</p> <p>平成27年度エネルギー消費効率 (JC08モード燃費値) 算定未了</p> <p>平成22年度燃費基準5%向上達成車</p> <p>[走行距離計表示値] 116,800 km (令和3年10月27日)</p> <p>[旧走行距離計表示値] 97,300 km (令和1年10月9日)</p> <p>平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96 dB</p> <p>[受検種別] 指定整備車</p> <p>[検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり</p>								
				<p>[受検形態] 指定整備工場</p> <p>[整備工場コード] 52-03795</p> <p>以下余白</p>					



裏面もご覧下さい

証明書  
番号

第 EW8392447

令和 3年 10月 26日

## 自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

共栄火災海上保険株式会社

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	浜松 300 オ 3812 SH5-024226	自動車の種別	自乗
保険期間	自 令和 3年 12月 5日 24か月 至 令和 5年 12月 5日 午前12時	使用の本拠の所在地	静岡県
保険所契及び者氏の名	群馬県前橋市岩神町 4丁目1-6 → 2-5 関東森林管理局	保険料	¥20,010
異動事項	共栄火災海上保険株式会社 本社 〒179-0075 東京都練馬区高松5-8-20 0120-665778(無料・最寄の営業店) 0120-445778(無料・解約受付センター)	指定金融機関名	保険料収納済印
管轄店名及び所在地	共栄火災海上保険株式会社 本社 〒179-0075 東京都練馬区高松5-8-20 0120-665778(無料・最寄の営業店) 0120-445778(無料・解約受付センター)	扱者印	静岡 21050 さくら自動車(株) 42641511

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。

ホームページアドレス(<https://www.kyoeikasai.co.jp/>)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

&lt;登録情報処理機関報告契約&gt;

## ■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)  
※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

## ■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

傷害による損害	損害の範囲	支払限度額(被保険者1名あたり)
後遺障害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高 120万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高 3,000万円まで
死亡するまでの損害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高 120万円まで

## ■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出してください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号などを事故のあらましを遅滞なく引受け保険会社に届け出してください。  
自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受け保険会社にご相談ください。

## ■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受け保険会社から書面により提供されます。  
・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)  
・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)  
・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)  
また、上記に加えて必要な追加情報を引受け保険会社に請求することができます。

(裏面もご覧ください)

証明書番号	第 EW8392447	自動車損害賠償責任保険料	令和 3年 10月 26日
自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	浜松 300 オ 3812 SH5-024226	保険料	¥20,010
管轄店名及び所在地	共栄火災海上保険株式会社 本社 〒179-0075 東京都練馬区高松5-8-20 0120-665778(無料・最寄の営業店) 0120-445778(無料・解約受付センター)	契約者	関東森林管理局
保険期間	自 令和 3年 12月 5日 24か月 至 令和 5年 12月 5日 午前12時	様	共栄火災海上保険株式会社

契約者 関東森林管理局

上記保険料を領収いたしました。

様  
共栄火災海上保険株式会社  
扱者印

ご注意

○必ず領収証は証明書としての効力を有しないので

## [A券] 預託証明書(リサイクル券)

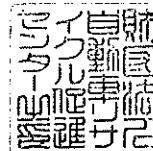
&lt;&lt;車両欄&gt;&gt;

渋松3004 38/2

リサイクル券番号	0810-0962-5126
車台番号	SH5-024226
車名	スバル

財団法人  
自動車リサイクル促進センター

2008年11月5日発行  
事務処理番号:008-2205000000<1>



&lt;&lt;料金欄&gt;&gt;

シュレッダースト料金	¥8,380
エアバッグ類料金	¥2,380
フロン類料金	¥2,010
情報管理料金	¥230
預託金額合計	¥13,000

※本券(A券)は車両欄記載の車台番号の車両  
にのみ有効です。  
※料金欄で「\*\*\*\*\*」と表示されている項目は  
リサイクル料金が預託されていない装備です。  
使用済自動車引渡時に装備がある場合は  
リサイクル料金の追加預託が必要です。

## [B券] 使用済自動車引取証明書

引取日: 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0810-0962-5126
車台番号	SH5-024226
車名	スバル
預託金額	¥13,000 (消費税込み)

&lt;&lt;引渡者&gt;&gt;

氏名・名称 \_\_\_\_\_

&lt;&lt;引取業者&gt;&gt;

登録番号 \_\_\_\_\_

氏名・名称 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

事業所名称 \_\_\_\_\_

所在地

TEL.

※本券(B券)は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定  
により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき  
当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

## [C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0810-0962-5126
車台番号	SH5-024226
車名	スバル

受領金額	¥380
	(消費税込み)

財団法人  
自動車リサイクル促進センター2008年11月5日発行  
事務処理番号:008-2205000000<1>

物件番号 第2号 スバル フォレスター（浜松300ゆ3812）

前方



後方



左側面



右側面



走行距離 123,705 km



車内（運転席・補助席）



車内



車内



## 買 受 申 込 書

物件番号 第 2 号

売払物件 スバル フォレスター (浜松 300 オ 3812)

申込金額

ただし、上記金額には車体価格、自動車重量税、自賠責保険料、リサイクル預託金及び消費税相当額を含みます。

別紙条件書、誓約事項、仕様書及び公募公告に記載してある条件等について、  
誓約・承諾の上、上記売払物件の買受を申し込みます。

令和 年 月 日

分任契約担当官

天竜森林管理署長 殿

買受人

住 所

氏 名

印

## 別紙

### 条件書

#### 1 売払物件の現状確認について

売払物件の現状について、事前に確認、納得した上で、買受けを申込みます。

#### 2 契約金額の納付

契約締結後、買受申込書で提示した契約金額を現金にて即日納付します。

#### 3 物件の引渡

契約金額の納入が確認された後、15日以内に物件の引渡しを受けます。引渡しを受けた場合は必ず受領書を天竜森林管理署長へ提出します。

#### 4 買受後の条件

- (1) 物件の引渡し後は速やかに名義変更を行い、変更した旨が記載された書類を天竜森林管理署へ提出します。
- (2) 車体の国有林ロゴ及び天竜森林管理署の署名や柄等については、引き渡し後早急に消去するとともに、処理後の写真を提出すること。
- (3) 上記(1)、(2)の費用等は買受人の負担とします。

#### 5 瑕疵について

契約締結後は、引渡し前迄に、売渡人の故意又は重大な過失による損害生じた場合を除き、売渡物件の不具合等に係る費用は、買受人の負担とします。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

## 関東森林管理局署等随意契約見積心得

平成23年12月19日23関経第161号  
〔 関東森林管理局長より各森林管理署長等あて 〕

### (目的)

第1条 関東森林管理局署等所掌に係る随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積人」という。）は、法令その他別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

### (見積人の資格)

第2条 見積人は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければならない。

### (見積等)

第3条 見積人は、見積依頼書（口頭による見積依頼を含む。以下同じ。）、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

- 2 見積人は、見積書（様式第1号又は任意の様式）を作成し、封かんの上、見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなければならない。
- 3 見積人は、契約担当官等においてやむを得ないと認められたときは、見積書を郵便をもって提出することができる。この場合においては、表封筒に、「見積書在中」と記載して、契約担当官等あて提出しなければならない。
- 4 見積人は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず、その引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 5 見積人が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第2号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。
- 6 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

### (公正な見積りの確保)

第3条の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(無効の見積り)

第4条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 委任状を提出しない代理人のした見積り
- 二 記名を欠く見積り
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 五 同一事項の見積りについて同一人が2通以上なした見積り又は見積人若しくはその代理人が他の見積人の代理をした見積り
- 六 見積時刻に遅れました見積り
- 七 その他、見積りに関する条件に違反した見積り
- 八 暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

(契約の相手方の決定)

第5条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

- 2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積についても上記を準用して行うものとする。  
ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあっては、見積執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。
- 3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。
- 4 第2項の見積りには、郵便による見積を行った者又は前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。
- 5 契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。
- 6 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積者で当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第6条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法

律第91号) 第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない) に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

- 2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。
- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めた場合は提出を要しない。

(異議の申立)

第7条 見積人は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第8条 この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年2月9日から適用する。

## 様式第3号（第3条）

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

#### 記

##### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

##### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。

## 受 領 書

令和 年 月 日

天竜森林管理署長 殿

買受人

住 所

氏 名

令和 年 月 日に買い受けた下記物件について、これを受け取りました。

記

スバル フォレスター (浜松 300 〒 3812) 1 台